

令和 2 年 4 月 2 8 日

保護者 様

深谷市教育委員会
桜ヶ丘小学校長

臨時休業期間再延長による幼稚園、小・中学校における対応について

このことについて、本日、埼玉県教育委員会から市町村立幼稚園及び小・中学校の臨時休業を延長するよう要請がありました。

深谷市においては、5月11日（月）から学校再開の予定でありましたが、新型コロナウイルスの感染防止のため、深谷市立幼稚園、小・中学校を下記のとおり、引き続き臨時休業とすることとします。

なお、臨時休業期間中の幼稚園、小・中学校における対応については、下記のとおりとします。

記

1 小・中学校における臨時休業について

- (1) 期間 令和2年5月31日（日）まで（再延長）

2 幼稚園、小学校における一時預かりの実施

- (1) 対象 幼稚園児・小学校全学年の児童（以下の①～③の条件にすべて当てはまり、どうしても家庭等で看ることのできない場合のみ）

①保護者等がどうしても仕事を休めない場合

②他の施設で受け入れることができない場合

③子供だけで過ごすことができない場合

- (2) 日程 5月31日（日）までの平日

- (3) 時間 8時30分から14時30分まで

- (4) 手続き 5月7日の朝、職員玄関前で預かり申込書を記入の上、申し込みの手続きを行ってください。なお、5月1日までの預かりを申し込んだ児童も、再度手続きを行ってください。

- (5) その他 預かりに来る際は、健康状態を確認し、健康記録カードに記入の上、毎日提出してください。

3 幼稚園、小学校における登校（園）日の実施

- (1) 登校日を、実施する場合は、ホームページ、連絡メール等でお知らせします。（当面の間は実施しない）

※ 登校日については、登校しなくても「欠席」とはなりません。

4 臨時休業中の校庭の開放

- (1) 開放時間は、10時00分から14時00分

- (2) 往復の交通手段は保護者の責任の下で行ってください。

- (3) 不要不急の外出や人との関わりを8割削減するなど、十分留意した行動をお願いします。